

## 教育委員会資料

061020 教育政策課

### 平成 19 年度施策について

教育部の方針・目標

各課の主要事業と課題等について

平成 18 年度教育委員会各課施策と課題（別紙 1）

平成 18 年度むなかた学びの里主要施策・事業（別紙 2）

### 【子ども課】

子育て支援事業

幼児教育振興計画の骨子

〔協議提案〕

“子育て”の事業展開と組織について

「子ども課」を設置する際に、市長部局（福祉関係）と教育部局（厚生労働省と文部科学省）どちらに設置するのか議論となった。現在、平成 20 年度組織改編が予定されており「子ども課」については、公立幼稚園の民営化や青少年団体関係が地域コミュニティへの移行等、教育部での子ども課の存在が議論されている。

教育部としては、幼児期における教育の視点から最低でもこの部分のみは残すべきと判断している。この件について教育委員の方々の考え方、意見を伺いたい。

参考資料・子育てに関する事業について（別紙 3）

### 【学校給食課】

食育事業

### 【学校管理課】

特別支援事業

### 【図書課】

読書活動の展開（図書館運営計画）

### 【教育政策課】

小中一貫教育事業の今後の展開

教育における体験学習について

セカンドスクール等事業、少年少女海外派遣事業など

## 平成 18 年度教育委員会各課施策と課題

060420 教育委員会資料

### 《学校管理課》

#### 【管理係】

- (1) 学校施設整備
  - イ. 東郷小学校外壁改修工事
  - ロ. 城山中学校耐震補強職員室改修工事
  - ハ. その他小中学校改修工事
- (2) 日の里中学校改築
  - イ. 今年度基本設計
  - ロ. 学校、地域を含めた検討委員会の立ち上げ

#### 【学務係】

- (3) 特別支援事業
  - イ. 宗像地区特別支援連携協議会（福津市との合議）
  - ロ. 関係部局との連携
- (4) 人権・同和教育研究協議会
  - イ. 人権・同和教育研究協議会
- (5) 地島漁村留学
  - イ. 今後の漁村留学の検討

### 《子ども課》

#### 【子育て支援係】

- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ 市立幼稚園の民営化に関する事務事業
- ・ 幼児教育振興計画（仮称）の策定

#### 【青少年係】

- ・ 子どもの居場所づくり事業の展開
- ・ 学童保育事業
  - 保育所の運営事業
  - 東郷小学校学童保育所のトイレ改修事業

### 《図書課》

#### 【学校図書館係】

- (1) 城山中学校の学校図書館の再設置

現在、プレハブで対応している城山中学校の図書館を、平成19年度校舎改修工事に併せて校舎内に再設置する。平成18年度は、その規模、場所等について学校管理課、建設課と協議しその調整作業を行う。

(2) 「本のわくわく探検事業」(宗像地区当番)の実施

福岡県アンビシャス運動の一環として「本のわくわく探検事業」の実施。平成16年度から3年間の事業。平成18年度は、読書まつりを行う。11月19日(日)

(3) 図書物流システムの構築

学校図書館、市民図書館相互間で本の相互貸借のシステムを構築し、本の有効利用を図る。平成18年度はその調査。

(4) 学校図書システムのバージョンアップ

平成18年4月リース満了([LB@SCHOOL](#))に伴うバージョンアップを行う。

・  
**【市民図書館係】**

(5) 大学図書館との連携

市内3大学図書館(福岡教育大学・東海大学福岡短期大学・日本赤十字九州

国際看護大学)との資料の相互貸借開始(18年度～)専門資料を豊富に有す

る、市内3大学図書館と連携を図り、情報の共有や資料の相互貸借を行い、市民図書館で大学図書館が所蔵する資料の貸出・返却を開始する。

(6) 「宗像市民図書館運営計画書」の策定

社会のあらゆる変化に伴い、図書館に対するニーズも多様化、高度化、専門化している。このようなニーズに対応するため、人口規模10万人を想定し今後10年間の市民図書館の整備計画を策定する。

(7) 読書普及事業の推進

市民の読書活動を推進するため、様々な行事、イベント等を企画・開催して、市民に読書の楽しみや喜びを知らせる。

**《学校給食課》**

(1) 単独校調理場方式 中央中学校給食施設建設実施。

(2) 課題検討と調整

イ. 単独校調理場方式 給食施設実施設計について

## 《教育政策課》

### (1) モデル校による小中一貫教育の実施

- ・ 意識調査の実施
- ・ カリキュラム等の検討
- ・ 副教材を活用した「ふるさと学習」に向けた教員への研修実施
- ・ 継続的な3校連携会議の実施
- ・ 2年目から実施する行事やカリキュラム等の検討
- ・ 平成19年度立ち上げ「小中一貫教育検討協議会（仮称）」の準備

### (2) 部内での施策の調整と進行管理

- ・ 日の里中学校改築計画基本設計
- ・ 「幼児教育振興計画（仮称）」の策定
- ・ 「図書館運営計画」の策定
- ・ ALT、学力向上支援教員配置の進行管理とその評価

### (3) 個別テーマ

- ・ 「学校給食における学校・家庭・地域の連携事業」の全小中学校での実施
- ・ 教職員に関する研修実施。人事に関する事務処理。
- ・ 学校運営諸課題の解決

中学校の授業時間の確保（市教育研究協議会にて検討協議）

学校給食に関する協議会等の設置（「学校給食運営協議会（仮称）」）

中学校における部活動について（市教育研究協議会にて検討協議）

平成18年度むなかた学びの里主要施策・事業（教育部内部資料）

テーマ 「ひらく・つなぐ・いかす」

I. 宗像市子育て支援計画

プロジェクト	主要事業名	実施主体	開催時期	予算額 (千円)	事業の目的及び具体的内容	事業目標	今後の課題
親子 参画型	◎子育て講座	子ども課	通年	1,224	市民に家庭教育の重要性を再認識してもらうとともに、子育て中の保護者の育児力を高めるために、子育て中の保護者と子育て支援者を対象に、育児・健康等をテーマとした「子育て講座」を開催する。また、平成18年度は、資源廃棄物課との共催による「子育て家庭のもったいない講座」等、関係部署との連携事業を推進し、子育て情報の収集・共有・発信を行う。	既存の「子育て講座」の年間開催回数は3回、参加者数は各回40人以上。「ワンポイント子育て講座」の年間開催回数は12回、参加者数は各回40人程度。「親子の外遊び講座」の年間開催回数は5回、参加者数は各回100人以上。「子育て家庭のもったいない講座」の年間開催回数は3回、参加者数は各回30人以上を目指す。	市外からの受講希望者への対応。
親子 参画型	★ブックスタート事業	図書課 健康づくり課	通年	564	赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しいひとときを持つことを応援するため、4か月健診の際に、読み聞かせによる親子のふれあいの大切さを伝えながら絵本とおすすめの絵本リストなどを手渡し、子育てを支援する。	年間18回（大島地区は年4回）の4か月健診の際に実施。当日、欠席の人は来館時または自宅訪問にて実施する。フォローアップのため0・1・2歳児対象のおはなし会と1歳児対象のわらべうた講座を開催する。	家庭で絵本の時間を持つきっかけを確かなものにしていくためのフォローアップ事業の充実。
地域 参画型	★子育て支援ボランティア養成講座	子ども課	通年	109	地域で子育てに悩みを持つ親の相談や子育て中のグループの活動を支援する子育て支援ボランティアの人材を育成するため、ボランティアを始めようとしている市民を対象に「子育て支援ボランティア養成講座」を開催する。	平成18年度は新規の受講生は募集せず、平成17年度までの修了生のフォローアップのための講座を開催する。年間開催回数は3回程度、受講生は各回30人以上を目指す。	講座修了生の活用。
地域 参画型	★家庭教育学級	子ども課	通年	820	家庭教育の重要性を保護者などが自覚するとともに、家庭・地域の教育力を高め、子どもの健全育成を図るため、親子関係・しつけ・地域と子ども等をテーマとして、小・中学校PTA、幼稚園保護者会主催の「家庭教育学級」の開催を推進する。	家庭教育学級については、開設学級数は25校（園）、年間開催回数はそれぞれの学級毎に、年間4回以上を目指す。	家庭教育学級の講座内容の見直し
地域 参画型	★子育て支援ホームページ運営	子ども課	通年	1,380	子育てに関する情報をより子育てに身近な立場から提供するために、子育てサークルのネットワークにホームページの運営を委託し、同ネットワークが自らの手により取材し、編集した子育てに関する各種情報を子育て中の親や子育て支援者に提供する。	ページ数は150ページ程度、アクセス件数は、年間15,000件以上を目指す。	スタッフ（ホームページ実行委員）の確保。編集、入力技術の向上。
地域 参画型	◎子育てサロン支援事業	子ども課 コミュニティ課	通年	270	親子が共に遊んだり交流したり、参加者同士で子育ての情報交換などを行うことにより、育児不安の解消や親の育児力を向上させるため、子育て支援ボランティアが実施する乳幼児いる親子を対象にした「子育てサロン」の開設・運営を支援し、「地域全体での子育て」を図る。	既存の14箇所のサロンの毎月1回以上の開催と、新規に2箇所以上のサロン開設を目指す。	未開設地域への新規開設支援が必要。
市長部局 連携	◎子育て支援センター運営	子ども課 健康づくり課	通年	8,327	子育て中の親同士の交流の場、体験・学習の場、子育て情報の収集の場、相談の場の提供を行い、子育て中の親の育児力を高め、子育て支援ボランティアとの連携などにより、各コミュニティ・センターなど、地域における子育て支援の拠点として充実を図る。平成17年度からは、子育てネットワークにメイトム宗像内の交流室の運営を委託し、市民協働参画による運営を行っている。また、多様な市民ニーズに対応するため、健康福祉部との連携強化を図っている。	年間新規会員数は1,000組以上、年間来所者数は10,000人以上を目指す。事業として、「出張ふらこっこ」を年間9回、150組以上。「ふらこっこサロン」を年間36回、500組以上。「誕生会」を年間12回、200組以上の参加者を目指す。	地域・家庭・社会全体での子育て支援・組織体制の整備の中心施設となるよう充実を図る。
市長部局 連携	★子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）の進行管理	子ども課	通年	169	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について記載した第二次子育て支援計画を平成16年度に策定した。この計画には、市役所内21課が関係しており、平成17年度から21年度までの5年間の進行管理を行う。	子育て支援計画の庁内ワーキングである子育て支援連絡会議において内部評価を行い、次世代育成支援対策審議会において外部評価を行う。	国の指針による領域が増加したために、現行の子育て支援計画と比較すると施策及び事業数が激増している。このため、今後の進行管理に工夫を要する。

平成18年度むなかた学びの里主要施策・事業（教育部内部資料）

テーマ 「ひらく・つなぐ・いかす」

I. 宗像市子育て支援計画

プロジェクト	主要事業名	実施主体	開催時期	予算額 (千円)	事業の目的及び具体的内容	事業目標	今後の課題
幼児教育	☆幼児教育振興計画（仮称）の作成	子ども課	通年	254	本市の幼児教育振興のため、市としての基本的な考え方、具体的施策及び目標等を盛り込んだ「幼児教育振興計画（仮称）」を策定し、幼児教育を効果的に推進する。	「幼児教育振興計画（仮称）」策定のため、庁内ワーキングと幼児教育審議会（3回程度）を開催し、平成18年度中に計画を策定する。	市役所内の関係各課との連携、調整。
幼稚園教育	☆市立幼稚園民営化事業	子ども課	通年	993	市立幼稚園の民営化を平成20年度から実施するため、受託法人の公募及び選考を行い、受託法人を決定する。決定後は、円滑な移行が行われるよう、引継ぎ、合同保育等についての協議を行う。また、園舎改修のための設計を行う。	平成17年度に立ち上げた「市立幼稚園の民営化に関する受託法人選考委員会」により、公募要件、選考基準を定め、平成18年4月中旬に公募、8月中旬に受託法人を決定する。	受託法人との民営化に向けた細かな協議。
学童保育	学童保育所運営事業	子ども課	通年	71,573	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童を対象に、放課後及び学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うため、市内13小学校に15学童クラブを設置している。平成18年度より学童保育所連合会を指定管理者に指定して運営を行っている。	平成18年度から指定管理者制度を導入するにあたり、学童保育所連合会と各学童保育所への指導の強化を図る。	大規模化する学童保育所の施設整備等。

II. 宗像市教育21世紀プラン

心の教育	★体験活動報告会	子ども課	翌2月	0	体験学習事業の効果や事業の成果を明確にするとともに、これを市民に周知するため、地域・学校・教育委員会等で実施された体験活動の報告会を実施する。	体験活動参加者だけでなく、広く学校関係者、地域指導者等の報告会への参加者を募る。	毎年、子ども達が体験をもとにすばらしい発表をしているものの参加者が少ない。
心の教育	★子どもまつり	子ども課	11月3日	1,012	子どもの育成を家庭、地域、学校、社会全体で担う意識の高揚を図るため、0歳児～19歳までを対象に、異年齢が交流できる子どもまつりを実施する。	子どもまつりに携わる関係団体の参加率を高めるとともに、一般市民の祭りへの参加増員を図る。	平成18年度は、青少年育成協議会等の市の組織がなくなることで、参加団体数が減少することも考えられる。
心の教育	★むなかたこども新聞	子ども課	通年	600	ホームページを中心とした子どもたちへの情報発信。情報教育の推進を図るため、子どもたち自身が取材をし、ホームページを作成する活動を支援する。またあわせて、事業を支援するボランティア（大学生、市民）の育成を図る。	アクセス数：年間6,000件 子ども記者及びボランティアスタッフの拡大と充実を図る。	新規の子どもたちの加入が少なく今年度は公募をしたが申込みもほとんど無く、今後更なる会員の募集方法等を検証していく必要がある。
心の教育	★漁村留学事業	学校管理課	通年	3,721	地島地区の学校及び地域の活性化を図るために、地島以外の児童を対象に、地島小学校へ留学生として迎え入れ、お互いの交流等を通して、相互の豊かな感性・情操を養う。	4年生以上、6名程度の留学生の確保と安全で意義のある留学生生活を目指し、本事業の継続を推進する。	漁村留学生を迎え入れることで、学校及び地域の活性化を図る。
生涯学習	★図書館ボランティアおはなし会	図書課	通年	95	ボランティア養成講座修了者による小さい子のためのおはなし会を実施し、市民に自己開発、自己実現の場を提供する。必要に応じ研修の機会、活動の場、情報の提供を行い、将来的にボランティアが中心になって企画・開催できるようにする。	毎週行われているおはなし会を推進し、レベルアップのための研修会を行う。	「図書館おはなしボランティア」で他のボランティアを兼ねている人が多くなり、図書館で活動出来る人が少なくなっている。他のおはなしボランティアとの連携や、新たに図書館ボランティアを養成するなど検討が必要。
心の教育	★小学校校バスケットボール事業	子ども課	1学期	860	子どもたちの自主性、協調性、耐性、感性を育成するため、日の里西小・日の里東小の5年生を対象にした交流宿泊体験学習及び吉武小学校の3～5年生を対象にした全校宿泊体験学習を実施する。	たくましく生きる能力を育成するとともに、大学との連携で学生ボランティアの活用を推進する。	この事業は、平成13年度からモデル事業として開始したが、他の学校への波及をどうするかが課題である。
学力向上	★中学校職業体験学習事業のWORK	子ども課	9月	470	地域の職業への理解を深め、自立を高めるとともに、地域社会の教育力向上を図るため、全校の中学2年生を対象にした職業体験学習を5日間実施する。	生徒全員の参加と地域事業所の協力体制の拡大と支援体制の充実を図る。	一部の事業所からは、生徒たちの積極性が欠けているとの指摘を頂いています。今後も継続してこの事業の趣旨を生徒たちに理解させることが必要である。

平成18年度むなかた学びの里主要施策・事業（教育部内部資料）

テーマ 「ひらく・つなぐ・いかす」

I. 宗像市子育て支援計画

プロジェクト	主要事業名	実施主体	開催時期	予算額 (千円)	事業の目的及び具体的内容	事業目標	今後の課題
学力向上	★IT指導員派遣事業	学校管理課	通年	3,500	教育活動支援システム・教材コンテンツの活用による情報教育推進のために、小中学校に対して、IT指導員を派遣して教職員の情報教育リテラシーの向上を図る。	教職員等に対して、ITに関する指導・助言を行い、基本操作能力の向上を図る。	学校における調査・資料を作成する際にシステム化による操作、校内ネット整備事業の導入による不具合の発生を解消する。
学校評価	★学校の日	教育政策課	通年	0	開かれた学校、信頼される学校づくりを推進するために、全小中学校に対して、毎月10日を「学校の日」と定め、保護者や地域住民が学校を訪問しやすい環境をつくり、外部評価を受ける場及び保護者等への説明責任の場とする。	毎月1000名以上の参加を目指し、地域の学校への信頼度60%以上をめざす。	参加者数の学校間格差が大きい。学校運営における各校の特色を明確にし、保護者や地域にアピールしていく必要がある。また、学校運営方針策定や運営自体に地域の方々が進んで参画できるようにする必要がある。 各校の内外部評価結果を集約し、目的推進のための課題解決を図る。
学校評価	★学校教育研究協議会	教育政策課	通年	1,400	市の教育施策や教職員研修等を効果的に推進し、教職員の資質向上および教育活動の充実を図るために、学校職員及び教育行政関係者等を構成員とする協議会を設立し、学校教育の活性化を図る。	学期に1回程度の開催を行い、企画実行率を80%とする。	小中一貫教育等、教育改革に対する教職員全体の目的意識の共有化を図る必要がある。
学力向上	★学力向上支援事業	学校管理課	通年	54,965	「確かな学力」を育成するため、指導方法の工夫改善に取り組む小中学校に対して市独自で非常勤講師を配置し、推進充実を図るための条件整備を行う。	対象学年における教科の学力の向上を図る。	市指改教諭の活用方法の焦点化及び明確化
学力向上	★市研究指定委嘱事業	学校管理課	通年	5,300	学校教育における指導方法等の改善充実を促すために、小中学校に対して、毎年数校を指定して学校が抱える教育課題に対応した内容を研究主題として実践的研究を行い、指定後3年目に研究発表を行う。	「研修の日」を定め、研究発表に参画できるよう学校運営の体制整備に努める。研究成果に対する各学校への波及効果や教職員への指導改善意識を高める。	研究構想の具現化及び研究の日常化
心の教育	★ニュージーランド交流事業	子ども課	8、11月	5,933	語学への関心度を高め、国際的視野を持った子どもの育成を図るため、中学2～3年生（19人）をニュージーランドへ派遣し、外国の生活、文化、語学を直接体験させる。また、ニュージーランドからも生徒を受け入れ、国際交流を推進する。	リーダーシップの取れる子どもの育成及び市が行う国際交流に携わるボランティアとして育成する。	ニュージーランドに派遣した家庭で、来宗時のホームステイをお願いしていたにも係らず、男女数に隔りがあり、派遣家庭以外にお願いした。派遣者の男女数の割合等について検討する必要がある。また、限られた予算の範囲内では、旅行費用の高騰（航空燃料等）により派遣者数を減らざるを得ない。
心の教育	★ALT派遣事業	学校管理課	通年	36,550	小・中学校に対して、8名のALTを派遣し、小学校では英語への意欲・関心を高め英語に慣れ親しむことにより、英語活動・国際交流活動を推進する。中学校では、英語活用能力・国際理解意識の向上を図る。	小学校では、英語活動の意欲・関心度を向上させる。中学校では、聞くことや話すこと等の実践的コミュニケーション能力の向上をめざす。	英語活動に係る市としての指導目標及び指導計画に関する指針の作成上記に関することについて、業者及び学校への周知徹底
食教育	☆学校給食における学校・家庭・地域連携事業	学校給食課 教育政策課	17・18年度	1,200	学校給食を通じて、“食”の大切さを子供たちや保護者に啓発するとともに、地域の農産物等の活用による地域振興を図る。	平成17年度、指定校4校（日の里西、日の里東、玄海、自由ヶ丘各小）で実践。平成18年度、市内全小中学校で実践教育を実施。	今年度実施した「食生活アンケート」結果をもとに、来年度の食指導計画を作成する。
食教育	小学校での食教育	学校給食課	通年	168	日々の給食時間における栄養指導や家庭科、特別活動や保健体育の授業などの場で、食に関する指導を実施。	市内全小学校で食に関する授業に栄養士がかわり、食の大切さや健康維持のための栄養面での意識を高める。	学校だけによる食教育には限界があるので、家庭における食育の充実が必要である。

III. 宗像市生涯学習推進プラン

生涯学習	★郷土史講座	図書課	①未定 ②8月	75	①一般対象に宗像市の歴史と文化財を学ぶ「宗像見聞学講座」を実施し、ふるさと宗像を愛する心を養う。 ②小中学生を対象とした「子どものための郷土史講座」を実施し、図書館所蔵の郷土資料を紹介するとともに、資料の活用を図る。	①開催回数2回、受講者数1回30人を目標とする。 ②開催回数1回、受講者数20人を目標とする。	より多くの人が参加できるように講座開催日時及び周知の方法の検討。
------	--------	-----	------------	----	---	--	----------------------------------

平成18年度むなかた学びの里主要施策・事業（教育部内部資料）

テーマ 「ひらく・つなぐ・いかす」

I. 宗像市子育て支援計画

プロジェクト	主要事業名	実施主体	開催時期	予算額 (千円)	事業の目的及び具体的内容	事業目標	今後の課題
生涯学習	★子どもの読書活動推進計画の推進	図書課	通年	2,164	平成16年度に「宗像市子ども読書活動推進計画」を策定したのを受け、この計画に沿った読書活動を推進するために、子どもの発達段階・個性に応じて、あらゆる機会・場所で自主的に読書活動ができるように読書環境の整備を図る。	子どもの読書活動を計画的に推進していくために、家庭・地域・学校と連携を深め、読書ボランティア等の協力を得ながら、必要な環境整備を行なう。	子どもの読書活動の基幹施設である学校図書館の、より一層活発な利用と不読者を減らすため、学校司書と司書教諭・図書担当教諭の連携が益々重要になるが、学校司書の任用期間が原則3年と短期で不安定なので、司書教諭等学校関係者との連携が築きにくい。
生涯学習	☆「青少年アンビシャス運動」本のわくわく探検事業	図書課	17年・18年	0	平成17年度・平成18年度の2年、福岡県が事業展開している「青少年アンビシャス運動」のひとつである「本のわくわく探検事業」（平成17年度は読書研修会、平成18年度は読書まつり）に取組み子ども達の読書活動を推進する。	18年度は読書ボランティア派遣事業のほか読書まつりを開催する。	平成18年度は「読書まつり」を実施する予定。平成19年度以降は、国・県の補助事業での取り組みが見込めず、市単独予算になると思われるので開催は困難である
生涯学習	★学校図書館活動推進	図書課	通年	271	司書教諭、図書司書を対象にした研修会を定期的に開催し、レベルアップ・連携を図るとともに、児童・生徒・教職員からの要望や学習活動の支援を行う。学校図書館・市民図書館の図書を市内全小・中学校で活用できるように、図書物流システムの導入を検討する。また、「学校図書館推進協議会」を活用して校内をはじめとする読書活動の推進と支援体制を築く。	司書教諭と図書司書との連携強化、図書司書のレベルアップを図るとともに、学校間物流システムを構築し、学校間・市民図書館の蔵書を有効かつ効率的に活用することで、毎年減額を余儀なくされる図書購入費に対応する。	学校司書のレベルアップを図り、学校図書館の利活用、学習支援を行っているが、学校司書の身分が不安定なため、長期安定配置が難しい。
生涯学習	★読書推進事業	図書課	通年	229	読み聞かせやおはなし会、講演会を実施するほか、除籍資料の無償提供、展示コーナーや様々なイベントを通じて、市民に読書の楽しみや喜びを知らせ、読書活動を推進する。	毎月3回のおはなし会、毎月1回の展示を目指し、イベントは年3回以上行う。講演会への参加者は、前年度以上を目指す。	より多くの人が参加できるように開催日時・回数及び周知の方法の検討。
生涯学習	☆大学図書館との連携	図書課 市民活動推進課	通年	(165)	専門資料を豊富に有する、市内3大学図書館と連携を図り、情報の共有・資料の相互貸借を行い、市民サービスの充実を図る。	平成18年4月稼動。市内3大学図書館が所蔵する資料を、宗像市民図書館で貸し出しできることを広く市民に周知し、利用の拡大を図る。	
生涯学習	☆宗像市民図書館運営計画の策定	図書課	通年	2,000	社会のあらゆる変化に伴い、市民の意識変化の進む中で、図書館に対するニーズも多様化、高度化、専門化している。しかしながら、市民図書館中央館及び分館は開館以来かなりの年数が経過し、狭いかつ老朽化等に伴い、新たな変化に対応していくことが困難な状況である。このようなニーズに対応するため、人口10万人を想定した、今後10年間の「宗像市民図書館運営計画書」を策定する。	計画案を宗像市民図書館協議会の中で審議しながら、18年度中に作成する。	

■ハード事業

☆児童保育所施設改修事業	子ども課	H17.5~12	5,305	児童保育所の施設のトイレが老朽化しているとともに児童児童数の増加に伴い使用に支障をきたしているため年次的に整備する。	東郷小学校児童保育所のトイレの整備により衛生環境の改善を図る。	当初計画では、毎年3箇所の整備を予定していたが、市の厳しい財政状況により、実施箇所を減らさざるを得ない。
☆日の里中学校改築事業	学校管理課	H18.4~H18.12	6,319	昭和50年に建築され老朽化が進み、生徒・教職員の安全確保等のため、学校の全面改築工事6カ年の予定で行い、学校教育環境の向上を図る。	平成18年度：基本設計 平成19年度：実施設計、 平成20年度：屋内運動場改築、 平成21・22年度：校舎改築 平成23年度：屋外環境整備	平成18年度から平成23年度の6カ年計画で改築事業を実施する。校舎全面改築が十数年に一度の機会であることから、今後の本市の新たな教育に対応した施設整備が必要となる。
中学校給食施設建設事業	学校給食課	H17.6~	10,926	平成17年度～平成22年度に中学校6校の単独校調理場方式の給食施設を建設するため、平成16年度に設計を行う。平成17年度は、自由ヶ丘中学校の給食施設を建設する。	より良い給食の提供と身近なところで調理業務を実感し食教育の充実を図る。	平成18年4月の給食開始に向けて、民間委託業者の選考、県栄養職員の増員配置要望、学校との給食運営の協議を行う。

平成18年度むなかた学びの里主要施策・事業（教育部内部資料）

テーマ 「ひらく・つなぐ・いかす」

I. 宗像市子育て支援計画

プロジェクト	主要事業名	実施主体	開催時期	予算額 (千円)	事業の目的及び具体的内容	事業目標	今後の課題
☆城山中学校耐震補強等 工事		学校管理課	H18.6~ H18.9	103,733	校舎及び屋内体育館の地震補強等の工事を実施し、学校施設の耐震性能を確保する。また、職員室の拡張工事を併せて行い、教育環境の向上を図る。	耐震補強は柱、壁等の補強を行う。職員室拡張 A=255㎡	9月供用開始に向けて夏季休業中に工事施工し、教育環境の充実を図る。

基本方針1	子どもがすこやかに育つ
-------	-------------

(1) 母子保健サービスの充実

<別紙4>

事業名	事業概要	事業対象※						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
母親学級（妊婦教室）	妊婦とその家族に対し、妊娠・出産に必要な健康管理、出産の準備、育児などについての知識・技術を学ぶ。また、父親の育児参加を目的に両親学級も開催し、充実を図る。					●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。教育でのメリットなし。
妊婦健診	妊婦の健康状態、妊娠中毒症、貧血などの発生状況を把握するとともに、妊婦健診や超音波検査を行い、流産の防止に努める。					●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
子育て講座	妊婦や乳幼児の親に対して、育児・健康などの子育てについての講座を開催し、男女の協力の啓発や親の育児力を高めることに努める。					●		男女共同参画推進課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
産後ケア事業	出産後、助産院に母子ともに入院し、助産師による保健指導や育児指導などのサービスの提供を行い、産後のケアに努める。	●				●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
乳幼児健康診査	4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施する。疾病の早期発見とともに年齢に応じた適切な育児指導をととして健康の保持、増進を図る。	●				●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
母子・父子健康手帳交付	妊娠・出産・育児などに関する一貫した記録ができる手帳を交付する。また、父性の育成のため父子手帳も交付する。					●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
妊産婦・新生児訪問	妊産婦と新生児及びその家族に対し、母子訪問指導員（助産師）、保健師及び管理栄養士が訪問を行い、育児の不安の軽減や健康の保持増進を図る。	●				●		健康づくり課	(教育) 母子に関することであり、市長部局での対応が良いのでは。
就学前健診	就学前（満5歳児）の健康診断にあわせて子どもの健康上の課題や、心身発達に何らかの支援を必要とする子どもや保護者に対して適切な専門機関の紹介やアドバイスを行い就学に向けての支援を行う。	●				●		学校管理課	(教育) 学校保険法4条により、教育委員会として実施義務。昨年より、健康づくり課と協働で実施している。
								健康づくり課	
発達相談（個別・集団）	乳幼児健診や相談等で心身発達面において支援が必要になる子どもとその家族に対し、個人に合った支援を図る。	●				●		健康づくり課	(教育) 支援制度。発達支援センター等での対応が可能では。
救急法講習会	子育て講座で乳幼児の保護者対象の救急法講習会を開催したり、市内で活動する地域ボランティアの子育てサークル活動等での救急法の講習会の開催を推進する。					●	●	子ども課	(教育) “子育て” の限定をせずに、地域全体を対象とした業務として整理できるのではないかと。市長部局で所管可能。

## (2) 遊びの活性化

事業名	事業概要	事業対象							所管課	
		乳	小	中	18	保	他			
親子読書の推進	本の読み聞かせについては、親子で本を開く時間を持つことにより、親と子の触れあいを深めたり、子どもに本への親しみを持たせるなどの効果がある。「お勧め絵本リスト」「読み聞かせの意義」などを母子事業実施時に周知していく。また、ブックスタートで「赤ちゃん向け絵本」を手渡し、家庭で絵本の時間をもつきっかけをつくる。	●						●	図書課 健康づくり課 子ども課	(教育)“読書”がキーワードであれば、図書課を中心とした事業展開が望ましいのではないかと。
子どもの遊び場の整備	保育所、幼稚園、学校、メイトム宗像、コミュニティ・センター、公園などのさまざまな地域の施設を活用し、子育てサロン、子育て広場としての整備を推進する。	●						●	子ども課 学校管理課 福祉課 保健福祉政策課 コミュニティ課 維持管理課	(教育)ハード事業であれば、市長部局で。ソフト事業も地域を中心に考えると教育部局。
遊びの啓発	子どもは遊びを通して豊かな想像力と個性を育て、さまざまな人々との交流を通して社会的な生き方を体得していく。遊び場づくりへの社会全体の理解を深めるとともに、あらゆる機会を通して遊びの必要性について啓発に	●	●	●				●	子ども課	(教育)“遊び”が子どもを育てる一要素と考えると、教育でのかわりがあったほうがいいのではないかと。
プレイリーダーの養成・活用	子育てサロン、子育て広場などで遊びを通して子ども同士・親同士の交流を促進するプレイリーダーを養成し、活用を図る。							●	子ども課	(教育)どちらで対応しても可。
小・中・高校生の居場所づくり	小・中・高校生が気軽に自由に集まり、各種スポーツや遊びを通して交流ができる場の整備を推進する。		●	●	●				子ども課 コミュニティ課 中央公民館	(教育)どちらで対応しても可。
地域児童交流	自治公民館やコミュニティ・センターなどで子ども(異年齢同士)が集まって行事・遊びなどで交流する。また、学童・少年期の子が、遊び、体験できる場を校区毎に設置し、体験学習の実施、促進を図る。		●	●					子ども課 コミュニティ課 中央公民館	(教育)どちらで対応しても可。
子どものためのサークルの育成	遊びやスポーツ、文化的な活動を通して、子どもの健全育成活動を行うサークルに対し、支援を行うとともにボランティアを育成す							●	子ども課	(教育)どちらで対応しても可。

## (3) 体験活動の推進

事業名	事業概要	事業対象							所管課	
		乳	小	中	18	保	他			

幼児の体験活動への支援	保育所、幼稚園における幼児のさまざまな自然体験、生活体験を推進するため、保育士等への支援、ボランティアの養成等の支援を図る。						子ども課 福祉課	(教育)合同での研修が必要。今後、幼児教育に視点を置く必要から教育での所管がベター。
生活体験の推進 (ワクワクWeek)	異年齢や同年齢の集団で継続宿泊を行い、子どもが主体となってさまざまな生活体験をすることにより、自主性・協調性を基盤とした諸能力の育成を図る。		●				子ども課 学校管理課	(教育)実施が学校授業を中心に行われており、教育での所管が望ましいのではないか。
中学生の職業体験 (ワクワクWORK)	主体的で豊かな人間性に富む子どもの育成のため、市内事業所等の協力を得て実施している職業体験事業の充実を図る。			●			子ども課 学校管理課	(教育)実施が学校授業を中心に行われており、教育での所管が望ましいのではないか。
校区内ホームステイプログラム	小学生が校区内の一般家庭にホームステイし、高齢者など世代の異なるさまざまな人々と交流し、生活体験することにより、地域社会へ目を向けるきっかけをつくり、忍耐力、責任感を育む。		●				子ども課	(教育)教育・体験活動のひとつと考えており、教育での所管がのぞましいのでは。
育児体験事業	中学生を対象に授業の一環として、赤ちゃんに触れ、育児の大切さ、命の大切さを学ぶ思春期体験学習の実施を推進する。						子ども課 学校管理課	(教育)実施が学校授業を中心に行われており、教育での所管が望ましいのではないか。

#### (4) いじめや虐待の防止

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
児童虐待防止活動の推進	関係機関や団体と連携し、児童に対する最も重大な権利侵害である児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、啓発活動や相談体制を充実する。					●	●	福祉課 健康づくり課 学校管理課 子ども課	(教育)市全体で取り組む事業。どちらの取り組みでも可能。
子どもの人権教育の推進	子どもの人権が侵害されることのないよう、さまざまな教育の機会を通して、人権への正しい理解と認識の向上に努める。	●	●	●	●	●	●	人権対策課 学校管理課 福祉課 子ども課	(教育)市全体で取り組む事業。どちらの取り組みでも対応可能であるが、対象が子どもでもあり、教育での対応がベター。

#### (5) 障害のある子ども・適応に不安のある子どもへの支援

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		

保育所における障害児保育の推進	障害に応じた適切な保育を実施するため、保育所職員の研修を充実させ、資質の向上を図る。							福祉課	(教育)事業内容は保育所職員の資質向上であるが、教育の視点があり、幼稚園との合同の対応がベター。
心身障害児通園事業(のぞみ園)	市内に住所を有する障害のある就学未満児を対象に通園による指導を行う。	●						福祉課	(教育)未就学障害者の通園。福祉的な支援と教育的な支援があり、連携が必要であるが、重複障害者であれば福祉の面を重視したほうがベターでは。
障害児の遊び・体験サポート	障害児の生活能力向上に大きな影響を与える遊びや体験の場を設定するとともに、それをサポートする福祉ボランティア団体へ支援・協力を行う。	●	●	●				子ども課 福祉課	(教育)上記同様、両面を持っておりどちらでの対応も可能。
軽度発達障害児に関する知識の向上	軽度発達障害児(LD・ADHD・広汎性発達障害など)に適切な対応を行うため、小中学校教職員及び保育士などを対象に研修を実施する。							教育政策課 福祉課 健康づくり課	(教育)研修対象者が教職員や保育士となっており、指導主事等のかかわりや今後計画されている“発達支援センター”とのかかわりが必要ではないか。
軽度発達障害児に関する支援	軽度発達障害児(LD・ADHD・広汎性発達障害など)に対し、関係部署が連携し、必要に応じて適切な支援を行う。	●	●	●				保健福祉政策課 教育政策課 福祉課 健康づくり課	(教育)“発達支援センター”とのかかわりが必要ではないか。
ことばの教室(H18.4～名称変更 通級指導教室)	通常の学級に在籍している児童で、難聴等により言語に障害のある児童を対象として、通級により、その障害に応じた特別の指導を行うことで障害の改善や克服を図る。			●				学校管理課	(教育)在籍児童を対象としており、教育を中心とし、“発達支援センター”が係っていく。
適応指導教室	何らかの理由で学校に行けないで悩んでいる児童・生徒を対象に、学習やさまざまな体験活動や相談を通して、自分自身や人との関わりに自信を持たせ、自立する力を育てることを支援する。		●	●				学校管理課 子ども課	(教育)対象が児童生徒であり通学への支援という点から、教育で。
重度心身障害者年金	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による重度障害者(2級以上又はこれと同等者)の満20歳未満の者に対して支給する。	●	●	●	●	●		福祉課	(教育)金銭的支援制度であり、教育の視点がない。
障害児福祉手当	重度障害児(20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者)に対して支給する。	●	●	●	●	●		福祉課	(教育)金銭的支援制度であり、教育の視点がない。
心身障害者扶養共済制度掛金補助制度	県の制度である心身障害者扶養共済制度の掛金を補助する。	●	●	●	●	●		福祉課	(教育)金銭的支援制度であり、教育の視点がない。
支援費制度による障害児居宅サービス	障害児を対象に、在宅で介護や家事など日常生活の援助を行うことにより、保護者の負担軽減を図る(居宅介護)在宅でホームヘルパーによる介護や家事などの日常生活の援助を行う。(デイサービス)日常生活や集団への適応などの指導・訓練を「のぞみ園」で行う。							福祉課	(教育)サービス等の支援制度であり、教育の視点がない。

(短期入所) 短期間施設に入所して必要な支援を行う。

● ● ● ● ●

(6) 教育環境の整備

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
学校評議員制	信頼される学校づくりを推進するため、学区内外の有識者等の参加を得て、校長が行う学校運営に関し幅広く意見を聞き、必要に応じ助言を求める。					●	●	教育政策課 学校管理課	(教育) 地域とのかかわりがあるものの、全て教育の視点での取組。
地域施設での授業	学校が地域施設の事業情報等を積極的に収集し、施設やその指導者を学校の部活動、自然体験活動などに活用することにより、開かれた学校運営に努める。						●	教育政策課 学校管理課	(教育) 地域とのかかわりがあるものの、全て教育の視点での取組。
通学区の弾力的運用	児童・生徒の就学すべき学校は、原則として保護者の住所の属する通学区の学校でなければならないが、特に止むを得ない場合には指定学校の変更を認めるなど弾力的な運用を実施する。		●	●				学校管理課	(教育) 地域とのかかわりがあるものの、全て教育の視点での取組。
小・中連携	中学校区を単位とした小中学校連絡会の設置や充実を図るとともに、小・中学校間における教育実践交流の実施等により、小・中学校の連携強化を促進する。		●	●		●	●	教育政策課 学校管理課	(教育) 家庭、地域、とのかかわりが重要であるが、全て教育の視点での取組。
研修の充実	教職員の資質向上を図るため、基本研修、課題研修、専門研修等の職務研修を積極的に行い、使命感に燃え、意欲あふれる教職員を育成する。						●	教育政策課 学校管理課	(教育) 教育のみの視点。
幼児教育関係機関の連携	幼児教育を推進するため、さまざまな幼児教育・保育サービスについての情報提供や、しつけや悩み相談等を行い、小学校、幼稚園、保育所、児童相談所等の関係機関、PTA及びボランティア等の団体との連携を推進する。	●	●			●	●	子ども課 福祉課 教育政策課 学校管理課	(教育)
学校規律の確立	学校管理規則の見直し等により、校長の権限と責任の浸透を図り、学校の自主性、自立性を確立することで、学校運営の特色化及び学校規律の適正化を推進する。						●	学校管理課	(教育) 学校管理に関することであり、教育で。
学校セキュリティの取り組み	学校危機管理マニュアルに基づき、不審者等への対応のための研修会を実施する等、児童・生徒の安全に取り組む。		●	●			●	学校管理課	(教育) 学校管理業務であることから、教育で。
地域教育資源の活用	地域の人材、施設、行事、産物等の把握と情報の整備、活用を行い、地域と連携した教育							教育政策課	(教育) 教育活動に関することから、教育で。

	活動を推進する。								●	学校管理課		
生徒指導の充実	学校、地域社会における基本的な生活や集団生活のあり方の指導、不登校児童・生徒に対応した適応指導教室等における指導体制の充実のため、相談員や指導員、スクールカウンセラー等の配置や相談機関との連携を促進する。									●	教育政策課 学校管理課 子ども課	(教育)学校教育活動に関することから、教育で。
幼稚園教育の振興	幼稚園教育の普及に資するため、幼稚園教育要領に基づく幼児教育の着実な実践や、教諭の資質向上、公立・私立幼稚園の連携及び小学校や児童相談所等の関係機関との連携を推進する。	●									子ども課	(教育)教員資質向上に向けた研修であれば、教育での所管を。保育所を含めた相談業務であれば、発達支援センターを中心に推進したほうがベター。

### (7) 健やかな体の育成

事業名	事業概要	事業対象							所管課		
		乳	小	中	18	保	他				
市民体育事業	市民がスポーツに親しむ環境をつくりだすため、スポーツに関するイベントの実施や、体育協会をはじめとした関係団体への支援を行う。								●	市民活動推進課	(教育)スポーツを中心にした業務のため、市長部局で。
市民スポーツ・レクリエーション指導者の養成	市民スポーツ・レクリエーションの振興を担う、幅広い知識・指導力・行動力を備えた市民指導者を養成する。								●	市民活動推進課	(教育)スポーツを中心にした業務のため、市長部局で。
体育施設管理運営事業	既存の体育施設について適切な修繕を実施し、利用者の安全確保と施設の延命を図る。施設の管理運営については、効果的な活用と経費の削減を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	市民活動推進課	(教育)スポーツを中心にした業務のため、市長部局で。
学校開放事業	小中学校運動場・体育館を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用する。	●	●	●	●	●	●	●	●	市民活動推進課	(教育)スポーツを中心にした業務のため、市長部局で。
コミュニティスポーツの振興	地域の特性に応じた、地域づくりのためのスポーツ・レクリエーション活動を支援し、コミュニティスポーツの振興を図る。								●	市民活動推進課	(教育)スポーツを中心にした業務のため、市長部局で。
スポーツ情報提供システム整備事業	目的、必要性に応じてスポーツプログラムが選択できるように、情報提供システムを整備	●	●	●	●	●	●	●	●	市民活動推進課	

## 基本方針2 子どもを楽しく育てる

### (1) 育児力の向上のための支援

事業名	事業概要	事業対象							所管課	
		乳	小	中	18	保	他			

託児等による親への学習支援	育児中の保護者の学習活動を支援するために、講座やイベントなどに託児を設け、親子連れでの参加がしやすい環境整備に努める。							子ども課 健康づくり課 男女共同参画推進課 人権対策課	(教育)開催する所管課での対応であり特にどこでなければならぬ理由がない。
家庭教育学級・講座	幼稚園、小・中学校、PTA、地域などで教育の原点である家庭教育を再確認し、家族、家庭のあり方を見直す機会を提供するとともに、地域で子育てを支援する体制づくりを図る。	●	●	●	●	●	●	子ども課  中央公民館	(教育)教育を中心とした業務であり、幼稚園や小中学校との連携が深いため教育での対応がベターでは。
子育て講座(乳幼児学級)	子育ての孤独感を軽減し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育てサークルなどの関係団体と共催で親子レクリエーション、講演会などを実施し、親の子育てに関する学習機会を提供し、育児力を高める。	●					●	子ども課	(教育)義務教育を円滑に推進していくためには、幼児期からの生活習慣等の教育が不可欠。このことから、教育での対応がベター。
★子育て支援センター (地域子育て支援センター事業)	子育て中の親同士の交流の場、体験・学習の場、相談の場の提供を行い、子育て中の親の育児力を高め、子育てボランティアとの連携などにより、各コミュニティ・センターなど地域における子育て支援の拠点として充実を図る。	●	●	●	●	●	●	子ども課	(教育)義務教育を円滑に推進していくためには、幼児期からの生活習慣等の教育が不可欠。このことから、教育での対応がベター。

## (2) 子育て家庭の交流の支援

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
子育てサークルへの支援	子育て中の親が中心となって地域で活動している子育てサークルや子育てを支援するボランティアの活動を支援する。	●					●	●	子ども課  (教育)義務教育を円滑に推進していくためには、幼児期からの生活習慣等の教育が不可欠。このことから、教育での対応がベター。
子育て広場	子どもを安心して遊ばせながら、親同士の交流を促進するため、公園などに遊具等の充実を図る。	●	●	●	●	●	●	維持管理課 子ども課	(教育)ハードのみであれば、市長部局で。
子育てサロンへの支援	地域ボランティアによる子育てサロンの増設や現在開催されている子育てサロンに対して支援を行う。	●					●	●	子ども課  (教育)義務教育を円滑に推進していくためには、幼児期からの生活習慣等の教育が不可欠。このことから、教育での対応がベター。
コミュニティ子育て交流事業	行政とコミュニティ組織が協働で、コミュニティ・センターが地域の子育て中の親の情報交換や交流の場となるような事業を推進する。	●					●	●	子ども課 コミュニティ課  (教育)地域での取組であるが、「子育て」の視点から教育との連携が不可欠。地域が中心であればどちらでの対応も可能。

## (3) 保育サービスの活用と充実

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		

★保育の実施 (通常保育事業)	おおむね生後3ヵ月から就学前までの家庭で保育に欠ける状況にある児童を保護者にかわって保育する。平成16年4月現在、市内10園の私立認可保育所へ委託して保育を行っている。	●					福祉課	(教育) 保育業務を教育で担うことが出来るようであれば、どちらでの対応も可能。教育の視点を重視するのであれば、幼稚園、保育園を同一の部署で行うと効果も大きいのでは。
★乳幼児健康支援 一時預かり事業	おおむね生後3ヵ月から小学校3年生までの病後児で自宅療養が必要な期間、昼間家庭で保育できない場合に一時預かりをする。(病後児保育事業)	●	●				福祉課	(教育) 主に医療面からの事業であることから、市長部局のほうがベター。
★保育所特別保育 事業	保育所の保育サービスメニュー(乳児保育(0歳児)、障害児保育、時間延長保育、開所時間延長促進、地域に開かれた保育所とするための地域活動、休日保育、特定保育、一時保育、へき地保育)で、時代に合わせた保育ニーズに応えるよう事業の充実を図る。	●					福祉課	(教育) 保育業務を教育で担うことが出来るようであれば、どちらでの対応も可能。教育の視点を重視するのであれば、幼稚園、保育園を同一の部署で行うと効果も大きいのでは。
★子育て短期支援 事業 (ショートステイ)	疾病等緊急時や仕事等の事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設で短期間(7日間)預かる。	●	●				福祉課	(教育) 子育ての一元化から、保育を担当する部署での対応が市民には分かりやすい。ただ、制度的な支援面や教育の視点について両面から判断が必要。
★学童保育 (放課後児童健全 育成事業)	放課後に保護者がいない状況にある児童(障害児も含む)の放課後の保育をする。児童数が増加している学童保育や、障害児を受け入れている学童保育の充実を図る。また、保護者が病気等の場合に、一時的な受入れも行うなど時代のニーズにあった学童保育のあり方		●				子ども課	(教育) 教育の視点から言えば、現行のままで。
★ファミリー・サ ポート・センター	子育て支援を求める人(依頼会員)と子育て支援をしたいと考えている人(提供会員)が会員登録し、センター事務局を橋渡し役として会員同士が子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織づくりを検討する。	●					子ども課	(教育) 子育てを一元化する必要がある。教育の視点を入れなければ、どちらでも対応可能。

#### (4) 子育て情報の提供

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
子育て情報提供	子育てに関するさまざまな情報を収集・整理し、広報紙、ホームページや母子保健事業などとおして市民や関係団体に提供するとともに、子育てに関する団体や有識者の情報も提供し、親の子育てを支援する。また、市内の公共施設に子育て情報がアクセスできるパソコン等を設置した情報コーナーの整備を進める。		●	●	●	●	●	子ども課 男女共同参画推進課 情報政策課 健康づくり課 福祉課 コミュニティ課	(教育) ソフト事業であり、どちらでも可能である。

子育てネットワークシステム（ホームページ）	子育て支援に関する各種情報の提供を行い、市民の子育てに関する利便性の向上を図るとともに、民間団体を含めた子育て支援団体等の参画により、インターネット上での市民相互のコミュニケーションづくりの推進を図る。						子ども課	(教育)ソフト事業であり、どちらでも可能である。
子ども新聞事業	行政と地域ボランティアが協力して、地域における子どものさまざまな体験活動と家庭教育の支援に関する情報収集、情報提供の充実を図る。また、これらの活動に関する相談・紹介の充実も図る。						子ども課	(教育)ソフト事業であり、どちらでも可能である。

### (5) 子育て相談の充実

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
育児相談	年齢に応じ、子どもの成長、発達、しつけ等育児全般の相談を行い、育児の知識の普及と育児不安の軽減を図る。						●	健康づくり課	(教育) 幼児期の相談業務が中心であれば、現行のままだがベター。
家庭児童相談室	家庭で子どもがすこやかに成長するための相談援助機関として、子育て中の親や児童からの相談、児童関連の専門機関への紹介、その他家庭における児童の相談を受ける。市民のニーズに対応できるよう相談員の研修に努め、相談体制の充実を図る。		●	●	●	●	●	福祉課	(教育) 相談業務の一元化が、市民にとって一番わかりやすいのではないかと。このことから、発達支援センターの役割を明確にする必要がある。
就学指導委員会	学齢期に達する児童及び在学児童・生徒で、障害のある又は障害の疑いがある子どもに適切な就学指導を行うための就学指導委員会を	●	●	●		●		学校管理課	(教育) 就学年齢を対象にした事業であることから、教育での係りが大きい。
子育て支援センター乳幼児相談	「子どもの育て方について」、「子どものしつけや発達について」などの子育ての悩みや不安に対する相談の充実を図る。					●		子ども課	
スクールカウンセラー	児童生徒の学習や人間関係等のカウンセリング及び保護者や教職員への指導・助言を行い、不安や悩み等の軽減、解消をするため中学校に臨床心理士を配置する。		●	●		●		学校管理課	(教育) 教育的な面が多く、教育での所管。
心の教室相談員	生徒が気軽に悩みなどを話すことで、生徒が悩みを抱え込まないよう、また、心にゆとりが持てるように各中学校に心の教室相談員を配置する。			●				学校管理課	(教育) 教育的な面が多く、教育での所管。
青少年センター相談	青少年の健全育成を図るために子ども本人及び保護者からの相談に応じ、子ども・保護者が抱えるさまざまな問題の解決を図る。		●	●	●	●		子ども課	(教育) 教育的な面が多く、教育での所管。
育児サポーター制度	妊婦や子育て中の親に近所の育児サポーター（育児を一段落し、研修を受けるなどしたボランティアなど）を紹介し、気軽な相談相手・話し相手として継続的に育児を支援するシステムを検討する。						●	子ども課 保健福祉政策課 健康づくり課	(教育) 育児であり、教育の視点が薄い。

(6) ひとり親家庭への支援

事業名	事業概要	事業対象							所管課	
		乳	小	中	18	保	他			
母子生活支援施設入所事業	母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため、子どもの養育を十分にできない場合に、母子生活支援施設で受け入れ、生活を支援する。	●	●	●	●	●			福祉課	(教育)支援制度。対象は、母子。教育でのメリットが薄いのでは。
保育所の優先入所	未就学児のいるひとり親家庭が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップする。	●							福祉課	(教育)支援制度。保育所を所管する部署で行うほうがベター。
児童扶養手当	父母の離婚、父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。(支給要件あり)	●	●	●	●	●			福祉課	(教育)支援制度。教育の視点なし。
母子家庭等医療費	母子家庭の母及び児童を対象に医療費を支給する。(支給要件あり)	●	●	●	●	●			福祉課	(教育)支援制度。教育の視点なし。
母子自立支援相談事業	母子自立支援員が母子家庭等の生活全般について、相談対応や自立に必要な情報提供を行う					●			福祉課	(教育)母子家庭の支援制度。相談内容の点から教育のかかわりがあるが、薄いのではないか。
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父が、自立のための資格取得や疾病等により、一時的に生活援助が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援する。					●			福祉課	(教育)支援制度。教育の視点なし。
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母に対し、市が指定する職業能力開発のための講座の受講料の一部を支給する。					●			福祉課	(教育)母子家庭の支援制度。
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母が、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関等に就学する場合に訓練期間中の生活費の負担を軽減するため、一定期間、給付金を支給					●			福祉課	(教育)母子家庭の支援制度。
養育費についての啓発	母子家庭等の児童が養育費を確保できるよう、国の動向を見ながら、養育費の取り決めや取得促進に関する啓発を推進する。					●	●		福祉課	(教育)母子家庭に対する啓発。

(7) 子育て経費の支援

事業名	事業概要	事業対象							所管課	
		乳	小	中	18	保	他			
障害者医療	3歳以上の重度の心身障害児（身体障害者手帳1・2級、療育手帳又は判定書の障害の程度が「A」、療育手帳「B」かつ身体障害者手帳3級以上）を対象に健康保険や更生医療の自己負担分を公費で負担し、保護者の費用負担軽減を図る。	●	●	●	●	●			国保医療課	(教育)内容が支援制度であり、教育の視点がない。

乳幼児医療	乳幼児医療制度については引き続き実施する。対象者は就学前までの乳幼児とし、外来は4歳未満まで、入院は就学前までの医療費の助成を行う。	●					国保医療課	(教育)内容が支援制度であり、教育の視点がない。
私立幼稚園就園奨励費補助事業	就学前教育の充実のため、私立幼稚園就園者に対して就園奨励費補助金を交付し、保護者の費用負担軽減を図る。						子ども課	(教育)内容が支援制度であり、教育の視点がない。どちらで行っても特に問題がないが、幼稚園とのかかわりでは教育部。
保育料保護者負担金	保育料の保護者負担金について、国の徴収基準額の保護者負担金の軽減を国・県へ働きかける。						福祉課	(教育)支援制度に対する要望であるが、保育を所管する部署が行う方がベター。
重度心身障害者年金(再掲)	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による重度障害者(2級以上又はこれと同等者)の満20歳未満の者に対して支給する。	●	●	●	●	●	福祉課	(教育)障害者に対する支援措置であり、制度的なもの。
障害児福祉手当(再掲)	重度障害児(20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者)に対して支給する。	●	●	●	●	●	福祉課	(教育)障害者に対する支援措置であり、制度的なもの。
児童手当	小学校第3学年修了前(平成15年度までは就学前)までの児童が対象で、保護者の申請に基づき支給要件に該当すれば、手当を支給する。	●	●			●	福祉課	(教育)対象者は、年齢要件だけの支援制度であり、教育の視点が薄い。
特別児童扶養手当	精神または身体が障害の状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童が対象で、保護者の申請に基づき支給要件に該当すれば、手当を支給する。	●	●	●	●	●	福祉課	(教育)障害者を対象とした支援制度。教育の視点が薄い。

### (8) 障害のある子ども・適応に不安のある子どもを持つ親への支援

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
障害児の育ち支援	障害児を持つ親が気軽に相談できる体制を整備するとともに、保健師が訪問して、健康維持指導や関係機関の紹介や仲介等を実施し、障害児の育ちの支援や親のストレス解消を図る。	●	●	●	●	●		福祉課 健康づくり課	(教育)教育の視点もあり、連携が必要な事業。発達支援センターとの関係から整理する必要があるのでは。
短期入所事業(支援費制度)	障害児の介護をしている家族が、何らかの理由で、一時的に介護できない場合に、一時的に施設においてケアを行い、家族の負担の軽減を図る。	●	●	●	●	●		福祉課	(教育)支援制度であり、家族の負担軽減が目的。教育の視点はない。

障害児放課後等対策事業	市内に居住する小・中学校の特殊学級及び養護学校の小・中・高校に通学している児童が放課後、土曜日、長期休暇に通所することにより、児童の健全育成と保護者の負担軽減を図る。	● ● ● ●	福祉課	(教育)事業目的に教育の視点はない。しかし、対象者は学齢期の子どもたち。どちらで行っても問題がないのでは。
-------------	---	---------	-----	---

**基本方針3 子育てにやさしいまちづくり**

(1) 地域での子育て支援体制づくり

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
コミュニティ組織との連携	地域での子育て支援を推進するため、コミュニティ組織への関係者・団体の参加を促進する。また、地域のコミュニティ広報や講座の開設、チラシの配布等により子育てに関する啓発を行う。	●	●	●	●	●	●	コミュニティ課	(教育)地域づくりが目的。市長部局での対応では。
子育て支援ボランティアの養成	地域において子育てに悩みを持つ親の相談や子育て中のグループの活動を支援するため、子育て支援ボランティアを育成し、子育て支援の輪を広げる。						●	子ども課	(教育)地域と一体となった取組。“子育て”がキーワード、市長部局、教育どちらでも対応可能。
コミュニティ・センター機能の整備	地域住民の交流、まちづくりの拠点となるコミュニティ・センターに乳幼児連れの保護者が安心して子どもを遊ばせ、保護者同士の交流や多様な世代の人々が交流できる場を設置する。また、青少年が活用できるような機能設定を図る。	●	●	●	●	●		コミュニティ課	(教育)施設整備が目的。教育で行うメリットなし。
子育てに関するネットワークの整備	親と子どもを取り巻く地域の関係機関や関係者が連携し、地域ぐるみで情報交換や啓発、情報提供、相談活動、子育てに関する地域の課題に取り組んでいけるよう、行政および地域での子育て支援のためのネットワークづくりを促進する。					●	●	子ども課	(教育)地域と一体となった取組。“子育て”がキーワード、市長部局、教育どちらでも対応可能。
大学との連携による子育て支援ボランティアのサポート	子育て支援ボランティアの資質の向上や技術的なサポートをするために、市内の大学と連携し、研修会や講座を開催する。						●	子ども課 企画課 (市民活動推進課)	(教育)研修会等の開催が中心であり、どちらでも対応可能。
青少年育成団体の支援	青少年の健全育成を目的とした関係諸団体に指導・助言を行い、活性化を図る。						●	子ども課 コミュニティ課	(教育)地域での事業展開から、市長部局での対応がベター。
地域の人材活用	地域に内在するさまざまな教育機能を学校教育に活用することにより開かれた学校づくりや学校・地域が一体となった教育を推進させ学校の活性化、スリム化を図る。各学校独自で							子ども課	(教育)教育現場での事業展開が中心であり、教育部局で所管がベター。

	発掘していた人材に加え、広く市民に呼びかけ、応募された人材を一括登録しネットワーク化を図る。								●	学校管理課	
地域ニーズの把握	地域ニーズを把握するため、子育てに関するアンケート調査を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	コミュニティ課 子ども課	(教育)特にどちらでも構わないのではないか。
子育て支援ボランティア活用制度の整備	子育て支援ボランティア養成講座等により育成した人材を地域行事の講師や指導、子育てサークルの運営補助、イベント時の託児等に活用するシステムづくりを検討する。また、近郊の市町村で、子育て支援ボランティアとして登録されている人を広域で活用するシステムづくりも併せて検討する。							●	●	子ども課	(教育)人材活用事業。市長部局での活用もあり、どちらでも対応可能。
地域子どもまつり	子ども会などを活性化させ、子ども達が主体的に、まつりを作り上げられるよう検討・支援する。	●	●	●	●	●	●	●	●	子ども課	(教育)地域支援活動の一つ。コミュニティの視点から、市長部局での対応がベター。

## (2) 相談員の充実と質的向上

事業名	事業概要	事業対象							所管課		
		乳	小	中	18	保	他				
子育て相談対応関係者の研修の充実	多様化、複雑化する相談内容に的確に対応するため、関係機関相互の情報交換を促進し、相談員の研修の充実に努める。								●	子ども課 福祉課 保健福祉政策課 健康づくり課	(教育)教育の支点が含まれるものの、連携が不可欠。発達支援センターのかかわりが深いのでは。
子育て相談機関の連携推進	親が気軽に相談できるよう、子育て支援センターや青少年センター、家庭児童相談室、民生委員児童委員ならびに主任児童委員、福岡県中央児童相談所(宗像支所)をはじめ関係機関、関係各課のネットワーク化を図るとともに、相談しやすいシステムづくりを推進する。								●	子ども課 福祉課 保健福祉政策課 健康づくり課	(教育)教育の支点が含まれるものの、連携が不可欠。発達支援センターのかかわりが深いのでは。

## (3) 地域社会での子育て意識の高揚

事業名	事業概要	事業対象							所管課		
		乳	小	中	18	保	他				
父親の育児参加	子育てに父親の育児参加を促すための意識の啓発や家庭の日の周知等を行い、父親と子どものふれあいの機会を提供し、父親の育児能									男女共同参画推進課	(教育)啓発、支援を中心とした事業。どちらでも対応可能。

	力の向上を支援する。	● ● ●	子ども課	
就業支援	出産・育児のために退職した母親の再就職を支援するため、ハローワークの求人情報を提供し、就業援助相談を実施する。また、就職に役立つ技術習得や、資格取得のための講座を実施し、就業支援を図る。	● ● ●	男女共同参画推進課	(教育)事業は支援。対象者が大人であることから、市長部局での対応がベター。
市子どもまつり	幼児から高齢者までが楽しく参加し、異年齢交流をするとともに、子どもが参画できるまつりを開催する。	● ● ● ● ● ●	子ども課	(教育)どちらでも対応可能。教育でなければならない理由なし。

#### (4) 保育所・幼稚園への支援

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
保育士・幼稚園教諭研修への助成	子どものすこやかな発達に重要な役割を担っている保育士・幼稚園教諭の資質を向上させ、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するために、大学での短期研修、専門機関での研修等、保育士・幼稚園教諭の研修に対して補助を行う。						●	福祉課  子ども課	(教育) 幼児教育の視点から、合同で開催したほうが効果があると思われる。ただ、内容は支援補助。研修会開催とあわせ同じ所管で行うほうがベター。

#### (5) 子どものための医療体制の整備

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
急患センターの充実	急患を受け入れるため、宗像地区急患センターを開設している。また、高度な医療を受ける必要がある場合には、宗像地区医療圏の病院の輪番制による受入体制を整えている。より一層の受診体制の充実を働きかける。						●	健康づくり課	コメントなし。

#### (6) 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		

市営住宅の供給	市営住宅の建設にあたっては居住水準の向上を図りつつ、少子・高齢化の背景をもとに小世帯向け、高齢者向け、若年世帯向け、同居向けなど、多様なメニューを準備し、ゆとりある住宅づくりを進める。また、多様化する居住形態の現状を踏まえ、市営住宅と民間賃貸住宅との役割分担の整理を行う。政策目的や福祉的視点、周辺環境の利便性も踏まえ、市営住宅の総合的な供給計画を策定する。						●	建築課	コメントなし。
住宅相談窓口の開設	「住宅相談窓口」を充実させ、市民が住宅の新築・増築・改造等を行う際に建築の専門家がアドバイスする。また、住宅に関する情報をメディアをとおり市内外に発信するとともに大学研究者や民間住宅事業者などの協力を得て良好な住環境の構築を推進する。						●	建築課	コメントなし。
モデル的な住宅開発の誘導	住宅開発にあたっては、建築協定や緑地協定などにより、宗像らしさを感じさせる「大規模宅地」「豊かな自然環境」などを考慮した住宅地供給の誘導を図る。						● ●	建築課	コメントなし。
良好な住宅地景観形成	緑の基本計画に基づき、住宅都市に相応しい市街地景観の質の向上を図る。						● ●	都市計画課	コメントなし。
沿道、拠点の景観創造	幹線道路沿線、JR各駅周辺、大規模施設などは緑の基本計画による緑化や周辺景観と調和するよう誘導する。						● ●	都市計画課	コメントなし。
住居表示の推進	住所をわかりやすくする目的で、「住居表示に関する法律」や「宗像市住居表示に関する条例」に基づき、町界は道路、線路、河川、水路などで区画し、町名はできるだけ従来の字の名称に準拠し、住民の意思を尊重しつつ住居表示を施行する。						● ●	住居表示推進室	コメントなし。
空閑地の雑草除去	環境向上と防犯のために、空閑地などの空閑地の雑草除去について所有者・管理者に対し、適切な処理を行うよう指導する。						● ●	環境保全課	コメントなし。
道路整備	都市計画道路宗像福間線をはじめとする道路の整備を推進するとともに、地域を回遊する歩行者ルート等、快適性のある歩行者空間の創出を図る。						● ●	建設課	コメントなし。
日常生活を支える道路の整備	日常利用する生活道路については、一定の幅員確保に努め、自動車の円滑な通行や、歩行者の安全性、利便性の向上や防災性にも配慮した整備を図る。						● ●	建設課	コメントなし。

道路環境の充実	市民の積極的な協力を得て、清掃日数を増やすなど道路環境の充実を図る。							維持管理課	コメントなし。
バス関連施設の拡充	バス利用者の利便性の向上やバス交通の安全性の確保のため、バスカット、バスターミナルなどの関連施設の拡充を行う。また、高齢者や身障者に配慮したバリアフリーの推進などについて、道路管理者や民間事業者などの関係機関への要望や整備を行う。							総務課	コメントなし。
公共交通ネットワークの整備	①道路網の整備により、交通ネットワークの形成を進めるとともに、バス路線については、市民の利便性を最大限配慮しながら国土交通省、民間事業者等への要望や調整を行い、市民ニーズに即した運行を促進する。 ②市内の鉄道駅への特急の停車便数の増など輸送力の増強について福岡県地域交通体系整備促進協議会等、関係機関と調整しながら、民間鉄道事業者に要望する。							総務課	コメントなし。
交通情報システム	市内外の公共施設をはじめ、観光施設等へのアクセスなど、スムーズな交通を誘導するため、サイン標識など適切な情報を提供するシステムの整備を図る。							総務課 維持管理課	コメントなし。

### (7) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

事業名	事業概要	事業対象						所管課	
		乳	小	中	18	保	他		
地区連絡所の機能強化	各区地域における犯罪の予防、少年の非行防止などを推進するため、防犯連絡員（地区連絡所）や防犯協会を通じ、PTA・地域住民と連携しながら、防犯指導・広報活動を行う。							子ども課 総務課	(教育)地域の安全確保という面から、市全体での取組として捉えたほうがベター。
家庭・地域・学校が一体となった活動の推進	「地域の子どもは、地域で育てる」という考えの基に、家庭・地域・学校が一体となった青少年健全育成教育の推進を図る。 ①教育やボランティアの活用により、地域と学校の連携を推進する。また、子ども会やPTA等の地域活動の活性化を図る。 ②コミュニティ地区に、地域の子どもの健全育成について支援する組織など、定期的に情報交換等ができるような体制を確立する。 ③青少年育成協議会、子ども会育成連合会、青少年指導員会、PTA等の情報のネットワーク化を図り、他機関との連携を行う。							子ども課 コミュニティ課	(教育)地域の安全確保という面から、市全体での取組として捉えたほうがベター。特にコミュニティを中心に。



参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	従来の講義型・座学型の交通安全教育では実践に結びつきにくいという欠点があるため、実車での走行や運転適性診断、事故事例研究。討論なども含めた参加・体験・実践型の学習方法を取り入れた交通安全教育について、警察など関係機関と連携して推進する。							●	総務課	コメントなし。
高齢者と子どもの交通事故防止	交通弱者と呼ばれる高齢者と子どもの事故を防止するため、警察など関係機関と連携して、高齢者と子どもに対する交通安全思想の普及、啓発を強化する。	●	●	●	●	●	●	●	総務課	(教育)地域全体での取組。市長部局での対応を。
広報活動の展開	違法駐車撲滅、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底、運転中の携帯電話使用の禁止など、運転者の交通マナーを向上するための啓発活動について、警察など関係機関と連携して推進する。							● ●	総務課	コメントなし。

### (9) 推進体制の整備

事業名	事業概要	事業対象						所管課		
		乳	小	中	18	保	他			
子育て支援連絡会議	本計画を効果的に推進するために庁内に子育て支援に係る課などからなる連絡会議を設置し、施策の進捗状況の把握や点検、今後における施策の検討、子育て支援に関する情報の交換などを行う。							●	子ども課	(教育)事業の進行管理が事業内容。子供に関する主管課で行うことがベター。
子育て関係機関連携会議	庁内の子育て支援に係る部署、市内の子育て支援関係団体等からなる連携会議を設置し、各機関の事業取組状況の把握や調整、今後における施策の検討、子育て支援に関する情報の交換などを行う。							●	子ども課	(教育)事業の進行管理が事業内容。子供に関する主管課で行うことがベター。